

大和市告示第61号

大和市新生児等聴覚検査助成要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

大和市長 大 木 哲

大和市新生児等聴覚検査助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児等の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図り、聴覚障害による音声言語の発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児等聴覚検査に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる聴覚検査)

第2条 助成の対象となる聴覚検査は、病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）において新生児等（生後3月に満たない者をいう。以下同じ。）が初めて受ける聴覚検査（別に定める方法により実施するものに限る。以下「聴覚検査」という。）1回分とする。

(助成の対象となる者)

第3条 助成の対象となる者は、新生児等を養育する母であつて、当該新生児等に聴覚検査を受けさせる時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が当該聴覚検査の前に死亡した場合その他当該者が当該新生児等の養育者でない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該新生児等の養育者を助成の対象とする。

(1) 当該新生児等の母が当該出産時点において本市の住民基本台帳に記録されていた場合（前項に規定する者が当該聴覚検査の前に死亡した場合に限る。）

(2) 当該新生児等が聴覚検査を受ける時点において本市の住民基本台帳に記録されている場合

(助成の額等)

第4条 助成の額は、聴覚検査に要した費用に相当する額とし、聴覚検査を受けた新生児等（以下「対象児」という。）1人につき3,000円を上限とする。

(補助券の交付等)

第5条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定により妊娠の届出があつたときは、当該届出者に対し、新生児聴覚検査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付するものとする。

2 第3条第1項又は第2項の規定により助成の対象となる者(第4項において「対象者」という。)であって、補助券の交付を受けていないもの(第4項の規定により補助券が交付されたものとみなされた者を除く。)が助成を受けようとするときは、補助券交付申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、助成するときは当該申請者に補助券を交付し、助成しないときは大和市新生児聴覚検査費用助成不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 対象児が聴覚検査を受ける前に、第1項又は前項の規定により補助券の交付を受けた者(この項の規定により補助券が交付されたものとみなされた者を含む。以下「補助券保有者」という。)が死亡その他の理由により対象者に該当しなくなったときは、当該補助券保有者に交付された補助券は、第3条第2項の規定により新たに助成の対象となった者に交付されたものとみなす。

(助成の手続等)

第6条 補助券保有者が、一般社団法人神奈川県産科婦人科医会の会員たる医師の属する病院又は診療所(以下「対象医療機関」という。)において対象児に聴覚検査を受けさせ、助成を受けようとするとき(その聴覚検査に係る費用が3,000円に満たない場合を除く。)は、当該対象医療機関に補助券を提出しなければならない。この場合において、補助券保有者は、当該聴覚検査に係る費用から3,000円を控除した額を当該対象医療機関に支払うものとする。

2 前項の場合における対象医療機関に提出された補助券に係る助成金の精算方法については、別に定める。

3 補助券保有者が助成を受けようとする場合において、対象医療機関以外の医療機関等で対象児が聴覚検査を受けたとき、対象医療機関で対象児が受けた聴覚検査に係る費用が3,000円に満たないとき、又は対象児が聴覚検査を受けた後に補助券の交付を受けたときは、補助券保有者は、当該対象児の出生日の翌日から起算して1年以内に、大和市新生児聴覚検査費用助成申請書に補助券、当該聴覚検査に係る領収書その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、その旨を大和市新生児聴覚検査費用助成決定(却下)通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合においては、助成の決定を受けた者が市長に請求書を提出することにより、その者に対し助成金の交付を行うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他の不正の行為により助成を受け、又は受けようとした者があったとき

は、その助成の決定を取り消し、又は既に助成した助成金の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(様式)

第8条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に出生した対象児が受ける聴覚検査について適用する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による補助券の交付その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別表（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	新生児聴覚検査費用補助券	第5条
第2号様式	補助券交付申請書	第5条
第3号様式	大和市新生児聴覚検査費用助成不承認通知書	第5条
第4号様式	大和市新生児聴覚検査費用助成申請書	第6条
第5号様式	大和市新生児聴覚検査費用助成決定（却下）通知書	第6条